

○令和2年8月4日基発0804第8号「石綿障害予防規則等の一部を改正する省令等の施行について」

改正後	改正前
基発0804第8号 令和2年8月4日 一部改正 基発0329第5号 令和3年3月29日 一部改正 基発0509第4号 令和4年5月9日 一部改正 基発1226第3号 令和7年12月26日	基発0804第8号 令和2年8月4日 一部改正 基発0329第5号 令和3年3月29日 一部改正 基発0509第4号 令和4年5月9日
(略)	(略)
記	記
(略)	(略)
第3 細部事項 1 改正省令関係 (1) 改正石綿則 ア～ウ (略) エ 事前調査を実施するために必要な知識を有する者(第3条第4項関係) 事前調査が不十分なまま工事が行われる事例が認められたことから、必要な知識を有する者として	第3 細部事項 1 改正省令関係 (1) 改正石綿則 ア～ウ (略) エ 事前調査を実施するために必要な知識を有する者(第3条第4項関係) 事前調査が不十分なまま工事が行われる事例が認められたことから、建築物については、必要な知

厚生労働大臣が定めるものによる事前調査の実施を義務付けたものであること。

ただし、特定工作物告示で定める工作物以外の工作物の解体等の作業については、塗料その他の石綿等が使用されているおそれがある材料の除去等の作業に限り、必要な知識を有する者による事前調査の実施が必要であること。

なお、「塗料その他の石綿等が使用されているおそれがある材料の除去等の作業」には、塗料の剥離のほか、モルタル及びコンクリート補修材（シーリング材、パテ、接着材等）の除去等が含まれるものであること。

オ～カ （略）

キ 事前調査等の結果の記録の作成及び保存（第3条第7項関係）

①～④（略）

⑤第3条第7項各号の事前調査等の結果として記録すべき事項について、次の内容が含まれること。

（ア）～（オ）（略）

（カ）第11号関係

「第3条第4項の厚生労働大臣が定める者であることを証明する書類」は、登録規程第10条及び第16条の9において準用する第10条に規定する修了証明書の写しその他事前調査者告示各号に定める者であることを証明する書類をいうこと。

識を有する者として厚生労働大臣が定めるものによる事前調査の実施を義務付けたものであること。なお、本規定の要件を満たす者が十分な人数確保されるまでの期間を勘案して、本規定の施行は令和5年10月1日としているが、本規定の施行前であっても、事前調査は必要な知識を有する者に行わせることが望ましいこと。

オ～カ （略）

キ 事前調査等の結果の記録の作成及び保存（第3条第7項関係）

①～④（略）

⑤第3条第7項各号の事前調査等の結果として記録すべき事項について、次の内容が含まれること。

（ア）～（オ）（略）

（カ）第9号関係

「第3条第4項又は第6項の厚生労働大臣が定める者であることを証明する書類」は、登録規程第10条に規定する修了証明書の写しその他事前調査者告示各号に定める者又は分析調査者告示第1条各号に定める者であることを証明する書類をいうこと。なお、本規定の施行

(キ) 第12号関係

「第3条第6項の厚生労働大臣が定める者であることを証明する書類」は、分析調査者告示第1条各号に定める者であることを証明する書類をいうこと。

ク～ケ

コ 事前調査の結果等の報告（第4条の2関係）

①～④ （略）

⑤ 報告しなければならない事項（第2項関係）

報告事項のうち、第3条第7項第5号の建築物又は工作物の構造の概要は、鉄筋コンクリート造等の主要構造に関する情報、階数や延べ床面積等の規模に関する情報、建築物にあっては建築基準法に規定する耐火建築物又は準耐火建築物の該当の有無を簡潔に記載すること。

報告事項のうち、第3条第7項第9号に掲げる事項の概要は事前調査を行った者の氏名とし、第3条第7項第11号の厚生労働大臣が定める者であることを証明する書類の写しの概要は、当該者が修了した講習等の区分及び当該者が修了した講習等の講習実施機関の名称を記載するものとし、第3条第7項第12号の厚生労働大臣が定める者であることを証明する書類の写しの概要は、分析調査を実施した者の氏名及び当該者が修了した講習の講習実施機関の名称を記載すること。

は令和5年10月1日であることに留意すること。

ク～ケ

コ 事前調査の結果等の報告（第4条の2関係）

①～④ （略）

⑤ 報告しなければならない事項（第2項関係）

報告事項のうち、第3条第7項第5号の建築物又は工作物の構造の概要は、鉄筋コンクリート造等の主要構造に関する情報、階数や延べ床面積等の規模に関する情報、建築物にあっては建築基準法に規定する耐火建築物又は準耐火建築物の該当の有無を簡潔に記載すること。

報告事項のうち、第3条第7項第9号の厚生労働大臣が定める者であることを証明する書類の写しの概要は、事前調査等を実施した者の氏名及び講習実施機関の名称を記載すること。

(略)

サ (略)

シ 吹き付けられた石綿等及び石綿含有保温材等の除去等に係る措置 (第6条関係)

①～④ (略)

⑤ 隔離解除前の確認 (第3項関係)

隔離を解いた後に、吹き付けられた石綿等又は石綿含有保温材等の取り残しがある事例が認められたことから、石綿等に関する知識を有する者が、除去が完了したことを確認した後でなければ、隔離を解いてはならないこととしたこと。

石綿等に関する知識を有する者とは、第3条第4項に規定する厚生労働大臣が定める者又は当該除去作業に係る石綿作業主任者であること。

除去が完了したことの確認は目視によることとし、分析は必要ないこと。

(略)

(略)

サ (略)

シ 吹き付けられた石綿等及び石綿含有保温材等の除去等に係る措置 (第6条関係)

①～④ (略)

⑤ 隔離解除前の確認 (第3項関係)

隔離を解いた後に、吹き付けられた石綿等又は石綿含有保温材等の取り残しがある事例が認められたことから、石綿等に関する知識を有する者が、除去が完了したことを確認した後でなければ、隔離を解いてはならないこととしたこと。

石綿等に関する知識を有する者とは、第3条第4項に規定する厚生労働大臣が定める者(建築物及び船舶に係る除去作業に限る。)又は当該除去作業に係る石綿作業主任者であること。

除去が完了したことの確認は目視によることとし、分析は必要ないこと。

(略)